

工事入札参加者の皆様

低入札価格調査制度適用の工事入札に当たっての 注意事項など（電子入札実施用）

低入札価格調査制度適用の工事の入札参加に当たっては、以下の事項に十分注意してください。

1）低入札価格調査制度の適用

工事種別ごとの発注基準に基づき、下表の工事については、「低入札価格調査制度」を適用します。ただし、総合評価については金額に関わらず適用します。

工事種別	予定価格（税抜）	工事種別	予定価格（税抜）
一般土木	概ね 3 億円以上	管	概ね 1 億 5 千万円以上
建 築	概ね 1 0 億円以上	舗 装	6 千万円以上
電 気	概ね 1 億 5 千万円以上	造 園	6 千万円以上
水道施設	概ね 3 億円以上	その他の工事	6 千万円以上

2）低入札価格調査制度について

- ① 入札の結果、調査基準価格を下回った者がなければ最低価格入札者を落札者とします。

【調査基準価格】

調査基準価格は次の(1)から(4)の合計金額（1 0 0 0 円未満切り捨て）とします。ただし、その額が予定価格(税抜)に1 0 分の9. 2を乗じて得た額を超える場合にあっては1 0 分の9. 2、1 0 分の7. 5を乗じて得た額を下回る場合にあっては1 0 分の7. 5の額とし、1 0 0 0 円未満を切り捨てた額とします。

なお、建築工事等の各項目に区分する金額は令和5年5月付「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の計算式によるものとします。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

※各項目は円未満切捨て。

なお、本件は「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の「上下水道等工事(機械設備工事)（電気設備工事）」の算出を適用しています。

- ② 入札の結果、調査基準価格を下回った者があれば、以下の失格基準価格（円未満切り捨て）を設定することとし、提出用内訳書に記載の各項目の額がいずれか1項目でも下回った者は失格となります。

【失格基準価格】

- (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

※それぞれの項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）に区分するものについては「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の計算式によるものとします。

※それぞれの項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）に区分するものについて、機器費を「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の計算式により換算した上で、それぞれの項目に区分するための「失格基準価格比較用」の様式を『提出用内訳書』に添付していますので、記載の上、提出してください。各費目に区分されたいずれかが失格基準価格を1項目でも下回った者は失格となります。

- ③ 最低価格入札者が調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格を上回る場合、最低価格入札者は調査対象者となるため、一旦保留として調査を行い、履行が可能であると認めた場合は契約締結します（同価の入札により候補者が複数いる場合は、電子入札システムにおけるくじ機能を用いて調査対象者を決定します）。なお、調査対象者は、当該入札以後の入札等について、1ヶ月間（開札日から）参加できません（特定建設工事共同企業体の場合はすべての構成員）。ただし、調査対象者の制限は、落札通知を行った日をもって解除することができます。
- ④ 調査対象者の入札について調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた場合は、当該調査対象者を失格とし、次順位の価格

者を確認します。調査対象者の決定等は③と同様の取り扱いとなりますが、入札参加の制限については、調査開始の日から1ヶ月間となります（次々順位以降の価格者の場合も同様です）。

- ⑤ 低入札価格調査制度に関する要領及び様式等については、宇治市ホームページに掲載しています。低入札価格調査対象者となった場合は、ホームページから様式をダウンロードし、作成要領に従って提出資料を作成してください。
- ⑥ 低入札価格調査を経て落札者となった場合は、監理技術者又は主任技術者と同等の資格を有する者（監理技術者等になりうる資格の保有者）を補助者として専任で配置してください。入札参加時に配置予定技術者調書を提出している場合、増員する技術者は、調書に記載の者に限りません。
※配置予定技術者に監理技術者が必要な場合は、補助者も監理技術者の配置が必要です。
※特定建設工事共同企業体が受注した工事の場合、補助者は各構成員がそれぞれ1名追加配置するものとします。

3) 提出書類及びその他特記事項について

令和7年4月以降に入札公告等を行う案件から、調査資料提出時の運用及び当該資料の受理方法を変更しておりますので注意してください。

- ① 4) に記載の内訳書は、調査の際に提出する関係書類（別紙様式1～13及び添付資料）（以下「調査資料」という。）と同一内容及び数値となるよう十分注意してください。
- ② 調査資料は、開札日の翌日から起算して5日後（閉庁日を除く）の午後5時までに電子媒体（CD-R）で1部、書面で12部提出してください。受付時に調査資料の確認及び内容について聞き取りを行うため、調査資料の提出日時を契約課と調整して持参するものとします。
- ③ 調査資料提出時に、調査対象者同席のもと資料の確認及び内容について聞き取りを行い、資料に不備又は不足がある場合は受理しません。
- ④ 調査資料に不備又は不足があった場合で再度提出を希望する場合は、提出期限内において②及び③と同様の手続きを行います。なお、調査対象者の事情により、再提出が出来ない場合でも異議の申し立てをすることはできません。
- ⑤ ②で求める期限までに不備又は不足のない調査資料を提出できない場合は失格とし、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領に基づく措置を行うものとします。ただし、期限までに低入札価格調査辞退届を提出した場合は、

失格とし⑩に記載の取り扱いとします。なお、当該辞退届を提出した場合、2)の③及び④に記載の参加制限は解除されます。

- ⑥ 契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かを判断するために、追加資料の提出を求めることがあります。追加資料を指定した期限までに提出できない場合は、⑤に記載の辞退届を提出してください。
- ⑦ 調査資料の提出後にヒアリングを行う場合があります。ヒアリングには、当該工事の配置予定技術者の同席を求めます。
- ⑧ 調査後に契約締結する場合、契約保証金は契約代金の20%相当額となります。
- ⑨ 本工事は調査基準価格が事後公表の案件となるため、調査を辞退することが可能です。調査を辞退する場合は、以下のとおり手続きしてください。なお、調査を辞退した場合は失格とし、⑩に記載の取り扱いとします。

(1) 開札前に調査を辞退する場合

入札書の受付期間中に、低入札価格調査辞退届を契約課に持参又はファックスで提出してください。なお、ファックスで提出する場合は、契約課に到着確認の連絡をしてください。

開札前に調査を辞退した場合は、開札の結果、調査対象者となっても、2)の③及び④に記載の参加制限は受けません。

(2) 開札後に調査を辞退する場合

調査資料の提出期限までに、低入札価格調査辞退届を契約課に持参又はファックスで提出してください。なお、ファックスで提出する場合は、契約課に到着確認の連絡をしてください。

開札後に調査を辞退する場合、2)の③及び④に記載の参加制限の対象となります。なお、参加制限は辞退届の提出をもって解除できるものとします。ただし、辞退届を提出し参加制限が解除されても、既に参加制限を受けた他の入札等は解除の対象外ですので注意してください。

また、期限までに辞退届が提出されない場合、⑤に記載の指名停止の対象となりますので注意してください。

- ⑩ 調査基準価格が事後公表の案件で開札後に調査辞退届を提出した場合、又は「期限までに求められた資料が提出できない」旨の申出書を提出した場合は、次のような取り扱いとなりますので注意してください。

1回目 口頭注意

2回目 文書による警告

3回目 指名停止

※本取り扱いの履歴は年度末でリセットします。

4) 内訳書の提出について

予定価格が200万円以上の工事案件において、入札時に内訳書の提出を求めます。様式は「任意」としてありますが、作成に当たっては次の点に注意してください。

(1) 内訳書に記載すべき内容

内訳書には、必ず次の項目を具備してください。

- ①工事名
- ②商号又は名称
- ③代表者氏名（電子入札のため代表者印は不要）
- ④『提出用内訳書』に記載された全項目及びそれに対応する金額

※ ④については、本市が案件毎に閲覧設計書とは別に準備する『提出用内訳書』の中の項目と同一の項目を全て記載したものにしてください。

(2) 提出方法

入札の際に、京都府電子入札システムにより提出してください。

(3) 失格となる場合

- I. 内訳書を提出しなかった者
- II. 次の項目のうち、いずれかに該当する内訳書を提出した者
 - ①内訳書に記載すべき内容（上記（1）①～④）のうち、いずれかひとつでも脱落しているもの
 - ②異なる工事名、商号又は名称、代表者氏名が記載されているもの（明らかな誤記を除く。）
 - ③『提出用内訳書』に記載のない工種や種別が記載されているもの
 - ④内訳書の計算に誤りがあるもの
 - ⑤内訳書に記載の工事価格と入札額が異なるもの

(4) 労務費等の記載について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、入札の際に入札金額の内訳として、「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの」を記載しなければならないこととされたため、内訳書の様式に以下の項目を追加します。入札の際には記載して提出してください。

- ①材料費
- ②労務費
- ③法定福利費（労災保険料、雇用保険料、健康保険料、介護保険料及び厚生年金保険料等の事業主負担額）
- ④建退共掛金（建設業退職金共済制度の掛金）

⑤安全衛生費（労働安全衛生法令等に基づく労働災害防止対策に必要な経費）

※ 当面の間は、上記の項目について内訳書の記載に不備があった場合でも失格としませんが、落札決定後速やかに不備のない内訳書を提出してください。なお、（４）労務費等の記載について以外の内訳書の記載内容については、従前どおり不備があれば失格となります。不備の内容によっては、記載内容について確認を行う場合があります。

※ 詳しくは、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/98929.html>）をご確認ください。

5）予定価格に係る質疑の受付について

予定価格に係る質疑をすることができる者は、質疑を行おうとする建設工事の入札手続において入札書を提出した者に限ります。質疑をすることができる期間は、予定価格を公表した日から起算して３日後（休日等を除く。）の正午までとします。

なお、質疑が次のいずれかに該当するときは、回答をすべき質疑として取り扱わないこととしますので注意してください。

- （１）入札者であることが確認できない者から送付されたもの
- （２）定められた期間後に到達したもの
- （３）定められた方法以外の方法によるもの
- （４）質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの
- （５）公表された設計図書等により確認できるもの
- （６）入札公告で定めた設計図書に関する質疑期間中に質疑を行い確認すべきものの又は質疑があり回答を行ったもの
- （７）設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの
- （８）質疑内容が読み取れないもの
- （９）当該入札に直接関係のないもの
- （１０）前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返し質疑を行い正常な公務の執行を妨げるなど、質疑として取り扱わないことが適当であると市長が認めるもの

6）配置予定（主任・監理）技術者について

建設業許可及び配置予定（主任・監理）技術者の資格については、当該工事を施工するにあたり必要な許可・資格でなければなりません。

なお、開札日が同日の工事を複数落札したにもかかわらず、技術者や現場代理人をあてることができない場合には、違約金の徴収及び指名停止措置の対象となりますので、ご注意ください。

7) 建設業退職金共済制度の活用について

建設業退職金共済制度は、建設労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業の振興と発展に資することを目的とした制度です。工事施工中に新たに「共済証紙」を購入したり、追加で購入した場合においても、「掛金収納書」（原本）を提出してください。

8) 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

入札において、同一入札に参加することのできない資本関係又は人的関係のある会社の二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とします。ただし、そのうちの一者が入札をするまでに、その者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではありません。また、この場合に、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、宇治市工事等入札心得第19条第2項の規定に抵触しません。

9) 社会保険等の加入について

本件は下請負人を含め、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していることを参加条件としていますのでご注意ください。

10) 建設工事の入札における違算等の取扱い

違算等で予定価格（設計額）に変更が生じる場合であっても、入札書受付開始前の段階で違算等が判明し、違算等の程度が軽微な場合は、予定価格等を変更し入札を続行できることとします。ただし、軽微な違算等であっても、積算内容の変更により、入札参加資格要件に変更が生じる場合等は入札を中止します。また、入札書受付開始から開札までの間に違算等が判明した場合は入札を中止し、違算等の程度が軽微な場合で、かつ入札参加資格要件に変更が生じない場合等は、指名競争入札へ移行できることとします。ただし、入札書を提出する以前に入札参加資格申請等を取り下げた者、入札を辞退した者、入札不参加の者は指名しません。

11) 指名業者の事後公表拡大について

予定価格1億円以上の工事を除く全ての入札・見積において、指名業者（入札・見積参加者）を事前公表としていましたが、談合等の不正行為防止の観点等から、全ての入札・見積で指名業者を事後公表とします。

12) 競争入札参加資格者への連絡方法について

入札、契約等に係るお知らせ（京都府電子入札システムより送信されるメールを除く）は、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。
※「@city.uji.kyoto.jp」ドメインからのメールを受信できるよう設定してください。また、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられないよう受信設定をご確認ください。なお、送信するメールアドレスは「keiyakuka@city.uji.kyoto.jp（契約課）」「k-soukatsu@city.uji.kyoto.jp（建設総括室）」です。

13) 電子保証について

電子保証とは、従来の書面で発注者に提出していた契約保証、前払金保証及び中間前払金保証の保証証書について、インターネットを介した方法により提出することができる仕組みです。電子保証の対象となる保証証書は、保証事業会社（西日本建設業保証株式会社等）による契約保証、前払金保証及び中間前払金保証となります。詳しくは、宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/86848.html>）をご確認ください。

14) 建設リサイクル法対象工事の契約締結事務手続きについて

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する一定規模以上の建設工事（対象建設工事）については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化等することが義務付けられています。下記の工事が対象となりますので、「法第13条及び省令第7条に基づく書面」を京都府入札情報公開システムの入札公告・入札情報の本案件のページからダウンロードし、記載例に従い必要項目を記入の上、契約書約款の最終頁として綴じてください。

- ①建築物に係る解体工事の場合 ※床面積 80 ㎡以上
- ②建築物に係る新築工事等の場合 ※新築・増築 500 ㎡以上、修繕・模様替等 1 億円（税込）以上
- ③建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）の場合 ※500 万円（税込）以上

下請負（再委託）についての注意事項

宇治市が発注する建設工事等にかかる契約については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の規定に基づき、指名停止措置中の業者に下請負（再委託）させることはできません。

なお、指名停止措置中の業者については、宇治市市民相談室及び宇治市契約課カウンターにおいて公表しています。

最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について

この運用は、「予定価格及び最低制限価格の設定に関する要領」第2条第9号で規定する最低基準価格及び「低入札価格調査制度の運用に関する要領」第2条の2に規定する調査基準価格に適用するものです。

なお、この運用については、令和5年5月1日以降に発注（公告、公募）したものから適用となります。

工事の種別		直接工事費に 区分するもの	共通仮設費に 区分するもの	現場管理費に 区分するもの	一般管理費に 区分するもの
一般土木工事		直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
建築工事		直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
機械工事（管工事）		直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
電気工事（建築関係）		直接工事費×0.9	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.1	一般管理費
昇降機設備工事等		直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.2	一般管理費
建築に係る解体工事		直接工事費×0.8	共通仮設費	現場管理費＋ 直接工事費×0.2	一般管理費
上下水道等工事 （機械設備工事） （電気設備工事）	機器費	機器費×0.6	機器費×0.1	機器費×0.2	機器費×0.1
	工事費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費 据付間接費 設計技術費	一般管理費
最低基準価格、調査基準価格		×0.97	×0.9	×0.9	×0.68

- * 上記以外の工事については、一般土木工事の算出を適用します。
- * 昇降機設備工事等とは、それ以外に製造部門を持つ専門工事企業対象工事も含みます。
- * 最低基準価格、調査基準価格の設定にあたり、共通仮設費及び現場管理費については、それぞれ積上げによる費用を含むものとします。
- * 複数の工事種別から構成される工事においては、上記の対象工種毎に算出したものの和を最低基準価格、調査基準価格とします。